

北海道ボランティア・レンジャー協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、北海道ボランティア・レンジャー協議会（以下「会」という）と称する。

(目的)

第2条 この会は、会員の自然観察及び自然保護に関する意識の高揚を図り、自然解説等を通じて自然保護思想の普及啓発に努め、関係機関と協力のもとに将来にわたって、北海道の自然環境の保全に寄与するとともに、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 自然観察案内および自然保護活動
- (2) 関係機関との連携の推進および会報の発行
- (3) 研修会および会員の資質向上に関する事業
- (4) その他、必要な事業

(事務所)

第4条 この会の事務所は、事務局長宅に置く。

(地方支部)

第5条 この会に地方支部を設置することができる。

第2章 組織

(入会)

第6条 この会の入会者は、次の条件を満たしていなければならない。

- (1) 北海道ボランティア・レンジャー育成研修会の受講
- (2) 入会申込書の提出
- (3) 入会金および年会費の納入

(退会)

第7条 この会を退会しようとする者は、退会届を役員会に提出することにより、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとみなす。

- (1) 会員が死亡したとき。
- (2) 当該年度内に会費を納入しなかったとき。
- (3) 住所不明となったとき

(会費)

第8条 会員は次の会費を納入しなければならない。

- (1) 入会費 1,000 円
- (2) 年会費 3,000 円

2 次の各号に該当する会員は、各々に定められた会費を納入しなければならない。

- (1) 家計を同一にする会員は2人目より、1,000 円
- (2) 年度途中から加入した会員は、2,000 円

3 会員がすでに納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

(役員)

第9条 この会に、次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
事務局長	1名
理事	若干名
監事	2名

(顧問)

第10条 この会に顧問をおくことができる。

2 この会に特別顧問を置くことができる。特別顧問は外部の識者等に依頼し、会のあり方等について指導助言を行うものとする。顧問および特別は総会において推薦する。

(職務)

第11条 会長は会を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。

3 事務局長は、この会の業務を調整するとともに、関係機関との連携を図る。

4 副会長および理事は事務局に所属する。事務局の業務のうち、研修、広報、編集に関するものについては、その業務を専門的に遂行する部を設ける。

(1) 研修部は、会員の資質向上に関することを企画し遂行する。

(2) 広報部は、ホームページの作成管理、パンフレットの作成配布等広報に関することを企画し遂行する。

(3) 編集部は、会報の発行に関することを企画し遂行する。

5 監事は、会計を監査する。

(任期)

第12条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第3章 会議

(総会)

第13条 本会の総会は会長の招集により、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は以下の事項を議決する。

(1) 会則の制定及び改廃に関すること

(2) 事業報告及び事業計画に関すること

(3) 収支決算及び予算に関すること

(4) 役員の選任又は解任に関すること

(5) その他必要と認められた事項

3 総会は会員の過半数の出席がなければ成立しない。ただし、総会に出席できない会員については委任状をもって出席したものとみなす。

4 総会の議事は出席会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

5 議長は出席会員のうちから選出する。

(議事録)

第14条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第15条 役員会は会長の招集により、年に4回開催するものとする。ただし、必要があるときには臨時に開催できるものとする。

2 役員会は役員の過半数の出席がなければ成立しない。

3 役員会は監事を除く役員をもって構成し、以下の事項を議決する。

(1) 総会の決議した事項の細則

(2) 総会に付帯すべき事項

(3) その他必要な事項

第4章 事業執行及び会計
(事業年度)

第16条 この会の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
(会計)

第17条 この会の経費は、年会費、寄付金、その他によるものとする。
2 年会費の額は、総会により決定する。
(設立年月日)

第18条 本会の設立年月日は昭和61年12月6日とする。

附 則

この会則は、昭和61年12月6日より執行する。

昭和63年8月1日 改正

平成元年7月8日 一部改正

平成4年8月8日 一部改正

平成5年8月28日 一部改正

平成11年4月10日 一部改正

平成12年4月8日 一部改正

平成26年4月19日 一部改正

平成28年4月16日 改正

北海道ボランティア・レンジャー協議会役員選任要領

1. 役員を選任については、この要領によるものとする。
(役員選考委員による推薦)

2. 会は、役員選任のため役員選考委員会を設置する。

(1) 役員選考委員は会長が任命する。

(2) 役員選考委員は3名とし、委員長は委員の互選で選任する。

(3) 役員選考委員会は、役員候補を推薦し改選期の総会10日前までに会長に報告する。

(4) 役員選考委員の任期は改選期の総会をもって終了する。

(役員を選任)

3. 会は、役員選考委員会より推薦された役員候補を総会に諮り、これを選任する。

(補欠選挙)

4. 役員の一部が欠け、会の運営に著しく支障を生ずる場合には、その不足数につき、2に準じ選任することができるものとする。

(付則)

この要領は、平成17年4月16日より実施するものとする。